

国空航 1366 号
平成 23 年 3 月 17 日

東京航空局長 殿

航 空 局 長

東北地方太平洋沖地震に係る救援活動における
航空法第 89 条ただし書の届出等に関する処理要領について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の救援活動（以下単に「救援活動」という。）の緊急性にかんがみ、救援活動に従事する航空機については、航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）の規定にかかわらず、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されたい。

記

1. 物件の投下に係る航空法第 89 条ただし書の届出について

- (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 89 条ただし書の届出については、届出をする者からの電話による連絡をもって、当該届出として取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由により、事前に連絡することができない場合には、事後速やかに連絡すればよいものとする。
- (2) 届出をする者が国土交通省、警察庁、都道府県警察、地方公共団体の消防機関その他の公共機関（以下「公共機関」という。）及び公共機関の依頼により救援活動を行う航空機の運航者である場合には、救援活動を行う期間内における物件の投下について、具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な届出を行うことができるものとする。この場合には、以下の事項を届け出ることにより足りる。
 - ① 届出をする者

- ② 公共機関の依頼により救援活動を行う航空機の運航者である場合にはその旨及び公共機関
- ③ 具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な届出である場合にはその旨

(3) (2) 以外の者であって、申請者の救援活動における実績等から安全上適切に物件を投下することができるものと認められるものについては、(2) の例に準じて取り扱うことができる。

2. 空港等以外の場所における離着陸に係る法第 79 条ただし書の許可申請及び最低安全高度以下の飛行に係る法第 81 条ただし書の許可申請について

(1) 法第 79 条ただし書の許可申請及び法第 81 条ただし書の許可申請については、申請者からの電話による連絡をもって、これらの許可申請として取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由により、事前に連絡することができない場合には、事後速やかに連絡すればよいものとする。

(2) 1. (2) の包括的な届出を行った者 (1. (3) の規定により 1. (2) の例に準じて包括的な届出を行った者を含み、航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号) 第 176 条各号に掲げる航空機の運航者を除く。) が、法第 79 条ただし書の許可申請を行う場合には救援活動を行う期間内における空港等以外の場所における離着陸について、法第 81 条ただし書の許可申請を行う場合には救援活動を行う期間内における最低安全高度以下の飛行について、具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な許可申請を行うことができるものとする。これらの場合にあっては、申請者の救難活動における実績等から安全上問題がないと認められるときは、許可するものとする。

(3) 許可を行うに当たっては、航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような事情の重大な変化があった場合、救援活動以外の目的で空港等以外の場所における離着陸を行い、又は最低安全高度以下の飛行を行った場合等には、許可を取り消し、又は新たに制限を付すことがある旨の条件を付すものとする。